

○独立行政法人平和祈念事業特別基金会計規程

(平成 15 年 10 月 1 日 規程第 18 号)
(改正 平成 19 年 3 月 30 日 規程第 11 号)
(改正 平成 19 年 4 月 2 日 規程第 12 号)
(改正 平成 21 年 2 月 26 日 規程第 1 号)
(改正 平成 24 年 10 月 1 日 規程第 6 号)

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 7 条）
- 第 2 章 予算及び資金計画（第 8 条－第 12 条）
- 第 3 章 収入及び支出（第 13 条－第 23 条）
- 第 4 章 契約（第 24 条－第 32 条）
- 第 5 章 債権、物品及び不動産（第 33 条－第 35 条）
- 第 6 章 資産（第 36 条－第 41 条）
- 第 7 章 負債及び資本（第 42 条－第 45 条）
- 第 8 章 決算（第 46 条・第 47 条）
- 第 9 章 会計監査及び責任（第 48 条－第 50 条）
- 第 10 章 雑則（第 51 条）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 49 条の規定により、独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）の財務及び会計に関する基準を定め、基金の財政状態及び経営成績を明らかにし、もって業務の適正かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 基金の財務及び会計に関しては、通則法、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和 63 年法律第 66 号。以下「法」という。）、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する省令（平成 15 年総務省令第 114 号）その他の法令並びに独立行政法人会計基準、独立行政法人平和祈念事業特別基金業務方法書及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

（事業年度の所属区分）

第 3 条 基金の会計において資産、負債及び資本の増減及び異動並びに収益及び費用の発生に所属する事業年度は、その原因となる事実の発生した日の属する事業年度とし、その日を決定することが困難であるときは、その原因となる事実を確認した日の属する事業年度とする。

(勘定区分及び勘定科目)

第4条 基金の会計は、貸借対照表勘定である資産勘定、負債勘定及び資本勘定並びに損益勘定である収益勘定及び費用勘定の各勘定に区分し、別に定める勘定科目により整理するものとする。

(会計機関)

第5条 基金は、次の各号に掲げる会計機関を設けるものとし、その担当する事務は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 契約担当役

契約その他収入または支出の原因となる行為に関すること。

(2) 出納命令役

収入支出の調査決定、債務者に対する納入の請求、出納役に対する現金、預金及び有価証券の出納命令並びに収入支出の経理に関連する各勘定科目相互間の振替命令に関すること。

(3) 出納役

現金、預金及び有価証券の出納保管に関すること。

(4) 財産管理役

物品（現金、預金及び有価証券以外の一切の財産をいう。以下同じ。）、不動産及び無形資産の取得、管理及び処分に関すること。

2 前項の会計機関の事務を担当する者については、別に定める。

3 理事長は、会計機関の事務を担当する者に事故があるときは、別に定めるところにより、役員又は職員にその事務の代理をさせることができる。

4 理事長は、第1項の会計機関の事務を分掌させるため、必要に応じ、それぞれの分任会計機関を設けることができる。

5 理事長又はその委任を受けた役員若しくは職員は、必要があると認めるときは、別に定めるところにより、出納員を設け、現金の出納保管の事務を処理させることができる。

6 理事長又はその委任を受けた役員若しくは職員は、必要があると認めるときは、別に定めるところにより、他の役員又は職員に会計機関の補助者として当該会計機関の事務の一部を処理させることができる。

(会計機関の兼職禁止)

第6条 会計機関のうち、契約担当役と出納命令役及び出納命令役と出納役とは、それぞれ兼ねることができない。ただし、理事長が必要と認めたときはこの限りでない。

(帳簿及び伝票)

第7条 基金の会計においては、予算及び会計に関する帳簿及び伝票を備え、所要の事項を整然かつ明りょうに記録しなければならない。

2 会計取引は、すべて所定の伝票により整理し、これに基づき帳簿に記録整理するものとする。

3 帳簿は、主要帳簿、補助帳簿及びその他の帳簿とし、帳簿及び伝票の種類及び様式は別に定める。

第2章 予算及び資金計画

(予算の実施計画)

第8条 理事長は、通則法第31条に規定する年度計画に基づき、事業内容等に応じて区分した予算実施計画を定め、事業の効率的かつ効果的な運営を図るものとする。

2 理事長は、前項の予算実施計画を第12条の規定による資金収支計画と調整の上、これを契約担当役（分任契約担当役を含む。以下同じ。）に示達するものとする。

3 理事長は、必要があると認めるときは、第1項の予算実施計画及び前項の示達を変更することができる。

(予算の執行)

第9条 契約担当役は、前条の規定により示達された予算実施計画に基づく予算の範囲内において、契約その他支出の原因となる行為を行うものとする。

(予算の流用)

第10条 契約担当役は、第9条の規定により示達された予算実施計画の各事業の間において相互に流用してはならない。ただし、理事長が必要があると認めるときは、相互に流用することができる。

(予算の繰越し)

第11条 理事長は、事業の実施上必要があるときは、当該事業年度の予算を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

(資金収支計画)

第12条 理事長は、通則法第31条の規定により総務大臣に届け出た資金計画に基づき、資金収支計画を作成するものとする。

第3章 収入及び支出

(現金の管理)

第13条 理事長は、銀行を指定して預金口座を設けるものとする。

2 出納役は、すべての現金を、前項の預金口座に預け入れるものとする。ただし、業務上必要な手許現金についてはこの限りではない。

3 前項の手許現金の限度額は別に定める。

(出納保管)

第14条 出納役は、善良な管理者の注意をもって、その取扱いに係る現金、預金又は有価証券を出納保管しなければならない。

2 有価証券は、原則として金融機関に保護預けをしなければならない。

(あり高照合)

第15条 現金について、出納役は、出納の都度、現金の残高を現金出納帳の残高と照合しなければならない。

2 預金について、出納役は毎月及び事業年度末に預金残高と預け先金融機関の現金残高とを照合しなければならない。なお、事業年度末には金融機関の預金残高証明書と照合するものとする。

3 前2項の照合の結果、過不足を生じたときは、出納役は速やかにその原因を究明するとともに、出納命令役に報告し、その指示を受けなければならない。

(収入決定)

第 16 条 出納命令役は、収入を徴収しようとするときは、当該収入が基金に関する法令、基金の規程、契約等に違反していないかを調査し、適正であると認めたときは、収入決定をしなければならない。

2 出納命令役は、収入決定をしたときは、債務者に対し納入の請求をするとともに、出納役に対して収納を命じなければならない。

(収納)

第 17 条 出納役は、現金のほか小切手(理事長が指定するものに限る。)、郵便為替証書又は銀行振込により収入金を収納することができる。

2 出納役は、収入金を収納したときは、領収証書を納入者に交付するとともに、遅滞なく、その旨を出納命令役に報告しなければならない。ただし、前項の規定に基づき銀行振込により収納をする場合及び収入の請求によらない収入金を収納する場合には、領収証書の発行を省略することができる。

(収入とならない現金等の受入れ)

第 18 条 基金の収入とならない現金、預金又は有価証券の受入れについては、前 2 条の規定を準用する。

(支出決定)

第 19 条 出納命令役は、支出しようとするときは、当該支出が基金に関する法令、基金の規程、契約等に違反していないかを調査し、適正であると認めたときは、支出決定をしなければならない。

2 出納命令役は、支出決定をしたときは、出納役に対して支払を命じなければならない。

(支払)

第 20 条 出納役が行う支払の方法は、銀行振込を原則とする。ただし、小口払いその他業務上特に必要があるときは、現金をもって支払うことができる。

2 出納役が支払を行うときは、相手方から領収証書を受け取らなければならない。

3 口座振込による支払又は銀行口座から直接振り込む方法による支払を行った場合には、前項にかかわらず、取引銀行の発行する振込通知書等をもって領収証書に代えることができる。

(前金払及び概算払)

第 21 条 経費の性質上又は業務の運営上必要があるときは、次の第 1 号から第 10 号までの経費については前金払を、第 7 号から第 11 号までの経費については概算払をすることができる。

- (1) 工事の請負代価及び物品等の製造の請負代価
- (2) 定期刊行物の代価及び日本放送協会に対して支払う受信料
- (3) 土地、建物その他物件の借料及び土地又は建物の購入費
- (4) 運賃及び通信費
- (5) 諸謝金
- (6) 保険料
- (7) 外国から購入する物品の代価
- (8) 委託費
- (9) 負担金、分担金及び助成金

(10) 官公署（法令に基づく公団等を含む。以下同じ。）に対して支払う経費

(11) 旅費

2 前項に規定する経費以外の経費について、業務の運営上特に必要があるときは、理事長の承認を受けて前金払又は概算払をすることができる。

3 前2項の規定による前金払又は概算払は、相手方の信用が確実であるとき、又は確実な保証があるときに限り行うものとする。

（返納金の戻入）

第22条 支払済みとなった支出の返納金は、その返納が当該事業年度内に行われた場合に限り、その支払をした支出予算の金額に戻入することができる。

（支出とならない現金等の払い出し）

第23条 基金の支出とならない現金、預金又は有価証券の払出しについては、第19条及び第20条の規定を準用する。

第4章 契約

（契約の方法）

第24条 基金において、売買、貸借、請負その他の契約をする場合には、一般競争に付することを原則とする。

2 契約の性質又は目的から前項の規定により難い契約については、価格とアイデア、創意工夫等の価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）によることができるものとする。

（指名競争）

第25条 基金の契約が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、指名競争に付することができる。

(1) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要があると認められるとき。

(2) 一般競争に付することが不利と認められるとき。

(3) 契約に係る予定価格が少額であるとき。

2 随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

（随意契約）

第26条 基金の契約が次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定にかかわらず、随意契約によることができる。

(1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。

(2) 緊急の必要により競争に付することができないとき。

(3) 競争に付することが不利と認められるとき。

(4) 基金の行為を秘密にする必要があるとき。

(5) 契約に係る予定価格が少額であるとき。

(6) 運送又は保管をさせるとき。

(7) 官公署との間で契約をするとき。

(8) 外国で契約をするとき。

2 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付しても落札者がいないときは、

予定価格の範囲内において随意契約にすることができる。

- 3 落札者が契約を締結しないときは、その落札金額の範囲内において随意契約にすることができる。
- 4 前2項の場合においては、契約保証金及び期限を除くほか、最初競争に付するとき定めた条件を変更することができない。
- 5 契約担当役は、随意契約にすることができる場合でも、安易に随意契約によることなく、企画競争（複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方法をいう。）又は公募（基金目的達成のため、どのような設備又は技術等が必要であるかをホームページ等で具体的に明らかにしたうえで、参加者を募ることをいう。）を行うことにより、競争性及び透明性を担保することに努めるものとする。
- 6 随意契約による場合には、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、急を要する場合、企画競争又は公募に付した場合若しくは契約担当役が必要でないと認めた場合には、この限りでない。

（予定価格）

第27条 契約担当役は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該契約に係る予定価格を設定しなければならない。ただし、随意契約による場合において契約金額が少額のもの又は契約の性質が予定価格の設定を要しないと認められるものについては、別に定めるところにより、予定価格の設定を省略することができる。

- 2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

（入札保証金）

第28条 契約担当役は、競争に加わろうとする者から、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

（1）指名競争に付する場合

（2）前号のほか別に定めるもの

（落札者の決定）

第29条 第24条第1項又は第25条に規定する競争入札に付する場合においては、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

（1）契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。

（2）契約の相手方となるべき者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるとき

- 2 第24条第2項に規定する総合評価方式に付する場合においては、契約の目的又は内容に応じ、入札価格に係る評価値と価格以外の要素に係る評価値の合計値の最も高い者を契約の相手方とするものとする。なお、価格以外の要素の評価項目、評価基準等については、その都度別に定めるものとする。

(企画競争又は公募に付した場合の契約の相手方の決定)

第 29 条の 2 企画競争に付する場合には、契約の目的又は内容に応じ、評価値が最も高い企画書等を提案した者を契約の相手方とするものとする。なお、企画書等の評価項目、評価基準等については、その都度別に定めるものとする。

2 公募に付する場合には、公募に付した結果、必要条件を満たした応募者が 1 の場合については当該応募者を契約の相手方とするものとする。ただし、応募者が複数あった場合には、一般競争（総合評価方式を含む。）又は企画競争に付するものとする。

3 契約担当役は、公募に付した契約の目的から複数の者との契約が必要であると認めたときは、前項の規定にかかわらず必要条件を満たす全ての応募者を契約の相手方とすることができるものとする。

(複数年契約)

第 29 条の 3 契約担当役は、次に掲げる契約について複数年度にわたる契約を締結することができる。この場合においては、締結することができる契約の期間は 3 年以内とする。ただし、第 1 号及び第 2 号で規定する契約についてはこの限りではない。

(1) 電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約

(2) 不動産を借りる契約及び不動産を借りる契約に付随する業務等に関する契約

(3) 事務用機器、車両その他の物品を借り入れる契約であって、商慣習上 1 年を超える契約期間を設けることが一般的であると認められる契約

(4) 毎年 4 月 1 日から役務の提供を受ける必要がある業務に関する契約

(5) 特別慰労品及び慰労品の贈呈等業務に関する契約（独立行政法人平和祈念事業特別基金に係る業務方法書（平成 15 年規程第 3 号。以下「業務方法書」という。）第 9 条の 2、第 11 条及び業務方法書の一部を改正する規程（平成 19 年規程第 1 号）附則第 2 項に規定する業務を実施するために必要な契約に限る。）

(6) 関係者の労苦に関する資料の収集、保管、展示及び調査研究等業務に関する契約（業務方法書第 4 条及び第 5 条に規定する業務を実施するために必要な契約に限る。）

(基金解散後の業務に係る契約)

第 29 条の 4 契約担当役は、基金解散後の業務に係る契約を締結することができる。この場合においては、締結することができる契約は、理事長が必要であると認めたもので、かつ、その履行が確実なものに限るものとする。

2 前項に規定した契約については、次条の規定にかかわらず契約書を作成することとする。

(契約書の作成)

第 30 条 契約担当役は、契約を締結しようとするときは、契約の目的、契約金額、履行期限その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、別に定める場合においては、これを省略することができる。

(契約保証金)

第 31 条 契約担当役は、基金と契約を締結する者から、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、その必要がないと認められる場合においては、別に定めるところにより、その全部又は一部を免除することができる。

(監督及び検査)

第 32 条 工事等の請負契約又は物件の購入その他の契約を締結した場合においては、適正な履行を確保し、又はその受ける給付の完了を確認するため、別に定めるところにより必要な監督又は検査をしなければならない。

第 5 章 債権、物品及び不動産

(債権の管理)

第 33 条 債権の管理については、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上基金の利益に最も適合するように処理しなければならない。

(物品及び不動産の管理)

第 34 条 物品及び不動産は、常に良好な状態において管理し、その用途に応じて最も効率的に運用しなければならない。

2 物品及び不動産は、特別な定めがある場合を除き、適正な対価なくしてこれを貸し付け、譲り渡し、交換し、又は使用させてはならない。

(債権、物品及び不動産の管理手続等)

第 35 条 前 2 条に規定するもののほか、物品及び不動産の管理に関する手続等については、別に定めるものとする。

第 6 章 資産

(有価証券の価額)

第 36 条 有価証券の価額は、時価をもって取得価格とし、これをもって貸借対照表価額とする。また、時価によって評価することにより生じる評価差額は、その全額を貸借対照表の資本の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。なお、当該評価差額については、資本の部に計上される他の剰余金と区別して記載しなければならない。

(固定資産の価額)

第 37 条 固定資産の取得価額は、次の各号に定めるところによる。ただし、無形固定資産については、有償取得の場合に限りその対価をもって取得価額とする。

- (1) 新規に取得するものについては、原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含めて算定した金額とする。
- (2) 交換により取得するものについては、譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額とする。
- (3) 寄附、譲与その他により評価編入するものについては、それぞれの資産を適正に評価した価額とする。

(有形固定資産の減価償却)

第 38 条 土地等の非償却資産以外の有形固定資産（以下「有形固定資産」という。）は、毎事業年度末日において、資産の種類ごとに定額法により減価償却を行うものとする。

2 前項の規定により減価償却をする場合における残存価額は、取得価額の 100 分の 10 に相当する金額とする。ただし、その償却は、帳簿価額の 100 分の 5 まで償却することができるものとする。

3 第 1 項の規定により減価償却をする場合における耐用年数は、減価償却資産の耐用年

数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）による。ただし、通常の使用度を超える使用のために、その損耗が著しい有形固定資産については、当該有形固定資産の耐用年数を短縮することができる。

（無形固定資産の減価償却）

第 39 条 無形固定資産のうち償却を要すべきものについては、毎事業年度末日において、その取得価額を基礎として残存価額を零とし、期間の定めのあるものについては、その期間により、期間の定めのないものについては、理事長が別に定める期間により均分して減価償却しなければならない。

（固定資産の価額の削除）

第 40 条 固定資産が滅失したとき又はこれを譲渡し、売却し、交換し、撤去し、若しくは廃棄したときは、その価額を削除する。

（たな卸資産の評価）

第 41 条 たな卸資産の価額は、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算し、個別法、先入先出法、最終仕入原価法等のうちあらかじめ定めた方法を適用して算定した取得価額をもって貸借対照表価額としなければならない。ただし、たな卸資産の変質、破損、陳腐化その他の事由により使用に耐えないものは処分し、適正な価額に再評価する。

第 7 章 負債及び資本

（引当金）

第 42 条 引当金の計上基準については別に定めることとする。

（資本金）

第 43 条 資本金は、政府出資金とする。

（資本剰余金）

第 44 条 資本剰余金は、寄附その他資本取引によって生じた剰余金とする。

（利益剰余金又は欠損金）

第 45 条 利益剰余金又は欠損金は、通則法第 44 条第 1 項に基づく積立金、法第 16 条第 1 項に基づく前中期目標期間繰越積立金、通則法第 44 条第 3 項により中期計画で定める使途に充てるために使途ごとに適当な名前を付した積立金及び当期末処分利益又は損失とする。

第 8 章 決算

（月次報告）

第 46 条 契約担当役及び出納命令役は、毎月、合計残高試算表その他参考となる書類を作成し、翌月末までに理事長に提出しなければならない。

2 合計残高試算表の様式は、別に定める。

（年度決算及び財務諸表）

第 47 条 契約担当役及び出納命令役は、毎事業年度の末日現在における当該事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書（以下「財務諸表」

という。)並びに決算報告書その他参考となる書類を作成し、翌事業年度の6月10日までに理事長に提出しなければならない。

2 財務諸表及び決算報告書の様式は、別に定める。

第9章 会計監査及び責任

(会計監査)

第48条 理事長は、予算の執行及び会計の適正を期するため、必要と認めるときは、特に命じた役員又は職員をして会計監査を行わせるものとする。

(会計機関の義務及び責任)

第49条 第6条の規定により会計機関の事務の全部又は一部を処理する者及び会計機関の事務の一部を補助するもの(以下「会計機関の事務を行うもの」という。)は、基金の財務及び会計に関し適用又は準用される法令並びにこの規程に準拠し、かつ、予算に定めるところに従い、善良な管理者の注意をもって、それぞれの職務を行わなければならない。

2 会計機関の事務を行うものは、故意又は重大な過失により前項の規定に違反して、基金に損害を与えた場合は、その損害を弁償する責に任じなければならない。

(弁償責任の決定及び弁償命令)

第50条 理事長は、会計機関の事務を行う者が基金に損害を与えたときは、弁償の要否及び弁償額を決定するものとする。

第10章 雑則

(実施に関し必要な事項)

第51条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規程第11号)

この規程は、平成19年3月31日から施行する。

附 則(平成19年4月2日規程第12号)

この規程は、平成19年4月2日から施行する。

附 則(平成21年2月26日規程第1号)

この規程は、平成21年3月1日から施行する。

附 則(平成24年10月1日規程第6号)

この規程は、平成24年10月1日から施行する。